

令和6年度 地域日本語教育実態調査及び実施計画作成支援等業務委託 仕様書

1 委託業務名

地域日本語教育実態調査及び実施計画作成支援等業務

2 委託業務の目的

県内に居住する外国にルーツをもつ県民（以下、「外国人県民」という。）が安心して地域社会で生活するためには、生活上必要となる日本語能力を習得することが不可欠である。

この事業は、「生活者としての外国人県民」が身近な地域で日本語を学ぶことができる体制を整備することを目的に、県内の日本語教育の現状並びに外国人県民のニーズ及び課題を把握する実態調査を実施するとともに、実態調査結果や他都道府県施策等を調査・分析することにより、本県が「日本語教育の推進に関する法律」第11条に基づく「基本的な方針」として位置付けている「岐阜県日本語教育の総合的な体制づくり実施計画」の改定作業を支援するものである。

3 委託業務期間

契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

4 業務内容

(1) 実態調査の実施

名称：令和6年度岐阜県日本語教育実態調査

目的：県内の日本語教育の現状並びに外国人県民の生活等に対するニーズ及び課題を調査・分析し、実施計画及び今後の多文化共生施策の基礎資料とする

調査対象者：次のとおり。

①満18歳以上の外国人県民

②外国人県民が所属する団体の受入関係者

※別途、発注者から外国人県民が所属する団体の一覧（300程度）を提供するため、当該団体及び所属する外国人県民等に対して調査依頼をすること。

目標とする回答数：外国人県民：700件以上。

ただし、各圏域（岐阜、西濃、中濃、東濃、飛騨）で無作為抽出により、70件以上とする。

受入関係者：100件以上。

調査方法：ア WEB調査（無記名）

イ ヒアリング調査（対面）

実態調査で使用する言語：

- ・外国人県民 「やさしい日本語」のほか8言語以上（英語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、中国語、インドネシア語、タイ語、ネパール語を含む。）
 - ※5言語（英語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、中国語）については、発注者からネイティブチェックを依頼することが可能
- ・受入関係者 日本語

ア WEB調査の実施

- ・受託者は、別紙2を参考とし、調査票（案）を作成すること。受託者は、必要と考える調査項目について、発注者と協議の上、新たに質問事項を設定することができるものとする。ただし、調査内容は、検討委員会での意見聴取を踏まえ、発注者が決定する。
- ・設問数は、基本情報の項目を除いて30問程度とする。
- ・受託者は、決定した調査票を調査で使用する言語に翻訳し、調査方法に応じ、必要数作成する。
- ・受託者は、調査票を基にレイアウト調整等を行い、調査対象者が使用する言語を選択できる回答用フォームを「google form」等によりWEB上に設けること。
- ・調査票（案）は、7月上旬までに提出すること。

*調査対象者①の抽出方法、時期、件数を具体的に企画し、提案すること。

抽出方法は、県内の各圏域の外国人住民数を踏まえ、偏りが少なくなるような方法とすること。また、次に示す目標とする回答数を達成するための具体的かつ効果的な方法を示すとともに、最大限の努力でこれを行うこと。

なお、市町村の住民情報提供を受ける場合は、別紙1を参照すること。

※調査対象者に実態調査に協力を依頼する文書（以下「依頼状」という。）の送付により調査を実施する場合は、以下に留意すること。

- ・受託者は、依頼状の形態（はがき等）、文面、翻訳、レイアウトを発注者と協議のうえ決定すること。
- ・依頼状には、回答用フォームに誘導する二次元コードを記載すること。
- ・依頼状には、後日調査結果を公表する予定となる県のホームページのURLを記載すること。
- ・依頼状は、調査で使用する言語に翻訳すること。
- ・依頼状は、令和6年7月31日（水）を目途に、調査対象者に送付すること。
- ・送付にかかる費用は、受託者の負担とする。
- ・発送した依頼状が発送元に返還された場合は、発注者へ報告すること。

イ ヒアリング調査の実施

- ・受託者は、アンケート調査と併用することでより詳細かつ具体的な回答を得ることを目的として、調査対象者①において10人以上（各圏域2名以上）、調査対象者②において10人以上（各圏域2名以上）に対し、調査票を基に対面によるヒアリング調査を行うこと。

*詳細な回答が得られるようなヒアリング調査の対象者、時期、内容、方法、件数を具体的に企画し、提案すること。

(2) 実態調査の集計及び分析並びに実態調査報告書の作成

ア 実態調査の集計及び分析

- ・全ての設問の回答について、選択肢ごとの単純集計（回答数、構成比）及び作表（以下、グラフを含む。）を行うこと。
 - ・属性（年齢、性別、住所地、在留資格、国籍等）によるクロス集計及び作表を行うこと。
 - ・発注者が別途実施した調査があるときは、発注者と協議のうえ結果に含めること。
 - ・整合性のない回答等については、発注者と協議の上でデータクリーニングを行うこと。
 - ・その他、発注者が指示する集計及び作表を行うこと。
 - ・受託者は、全ての設問の回答、クロス集計結果及び実態調査の総括について、分析内容を記載すること。
- *本調査の目的に沿い、かつ事業の企画立案の参考となるようなクロス集計など、具体的な分析方法と、当該分析方法で得られるデータの有用性を提案すること。

イ 実態調査報告書の作成

- ・実態調査の結果とその分析をとりまとめ、その結果について体裁を整えた実態調査報告書を作成し、発注者に提出すること。
- ・実態調査報告書は、【概要版】と【全体版】の2種類を作成すること。
- ・実態調査報告書は、予め発注者と内容等について協議し、作成すること。また、発注者からの修正指示があった時には、これに対応すること。
- ・実態調査報告書は、岐阜県HP等で公表されることを前提に作成すること。
- ・実態調査報告書の仕様は以下のとおりとする。
 - 規格：A4サイズ、【概要版】4ページ程度、【全体版】60ページ程度、カラー（ただし、白黒で印刷した場合も判別可能な色彩とすること）
 - 内容：調査の趣旨、概要、調査の結果及びその分析等
 - 納品：電子データ（ワード、エクセル等）及び紙（A4サイズ両面印刷カラー）1部
電子データについては、Windowsで読み取り及び加工が可能なデータとすること。
紙については、製本等は必須ではない。
- ・実態調査報告書（案）は、令和6年9月24日（火）までに提出し、令和6年10月29日（火）までに校了すること。

(3) 実施計画案の作成支援

- ・実施計画の改定に必要な以下の調査・分析等を行い、その結果について課題分析等報告書を作成すること。
 - ①現行計画の期間中における社会情勢の変化等の分析
 - ②実態調査結果を踏まえた県内日本語教育の課題の洗い出し
 - ③国及び他都道府県の施策等の調査・分析
- *上記検証・分析の方向性及び内容の素案について提案を行うこと。
- ・業務にあたっては、発注者との十分な協議を行う（必要に応じて発注者と受託者との調整会議等を実施する）こと。なお、「岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進基本方針（令和4年度から令

和8年度)」及び文化審議会国語分科会（文化庁）※がとりまとめた各種報告、他都道府県計画、専門的研究等を参考に、岐阜県の状況に応じた内容とすること。

※参照

「岐阜県外国人材活躍・多文化共生推進基本方針」

URL：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3558.html>

「文化審議会国語分科会|文化庁」

URL：<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/index.html>

- ・本事業は、文化庁の補助金を活用し、「生活者としての外国人」の日本語学習機会の確保を図ることを目的に実施するものであるため、以下のような取組を目的とした内容とならないよう留意すること。
 - ・特定の職業に就業させることを目的とした取組
 - ・特定の職業の就業者だけを対象とした取組
 - ・特定の企業の就業者だけを対象とした取組
 - ・資格取得及び試験受験を目的とした取組
 - ・児童生徒を対象とした学校生活への適応指導及び教科教育を目的とした取組
 - ・就学及び進学を目的とした取組
- ・報告書の仕様は以下のとおりとする。
 - 規格：A4サイズ、【概要版】4ページ程度、【全体版】現行計画のページ数程度、カラー（ただし、白黒で印刷した場合も判別可能な色彩とすること）
 - 納品：（2）と同様
- ・報告書は、令和6年10月24日（木）までに提出すること。

（4）検討委員会における調査結果説明等

ア 検討委員会における役割

検討委員会（※1）に出席し、以下の説明、質疑への回答や助言を行うこと。

- ・実態調査の概要、調査の結果及びその分析等
- ・課題分析等の概要、分析結果等

※検討委員会の日程調整、出席依頼、会場手配及び進行は、発注者が行う。

※検討委員会の準備に関し、発注者は、実態調査に関する調査票及び調査結果の修正を指示する場合がある。

※1 検討委員会

日本語教育の有識者等により構成され、実施計画を策定することを目的とする。検討委員会の委員は発注者が選定のうえ委嘱する。なお、委員会の日程調整及び出席依頼、会場手配、当日の進行等は、発注者において行うものとする。

- ・検討委員（予定）：学識経験者、日本語教師、技能実習生受入団体、外国人雇用企業、地域の日本語教室運営団体、岐阜労働局 等
- ・委員数：10名程度

イ 検討委員会開催スケジュール

検討委員会（全5回を予定）における検討内容（議題）は以下を想定。

第1回：6月中旬

県内日本語教育の現状を踏まえた当該事業の方向性、実態調査方法及び内容についての検討

第2回：7月中旬

実態調査方法及び内容の決定

第3回：11月頃

実態調査報告書及び課題分析等報告書の内容検討

第4回：令和7年1月頃

実施計画（案）の内容検討

第5回：2月頃

実施計画（案）の内容検討（※最終案）

5 業務実施体制等

受託者は、本業務について次のとおり取組むこと。

- ①実施責任者及び発注者や関係者等との各種調整の窓口となる業務担当者を配置すること。実施責任者及び業務担当者との兼務を妨げない。
- ②本業務の実施体制を示す実施体制表及び事故、自然災害など緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制、対応方法等について、書面を発注者に提出すること。
- ③本業務を行うにあたり、第三者に損害を生じさせた場合、当該第三者に対する損害の賠償の責任を負わなければならない。

6 業務の実施計画

契約締結後速やかに、業務実施計画書として業務実施スケジュール及び業務実施体制（体制図）、関係者の連絡先等を作成・提出し、発注者の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、発注者と十分協議したうえで行うこととする。

7 業務完了後の提出書類等

受託者は、本業務完了後、遅くとも令和7年3月21日（金）までに発注者に対して次の書類を提出するものとする。

- ①実績報告書（業務の実施期間、実施内容、その他発注者の指示するものを記載）
- ②委託業務完了届

8 委託費用の支払

すべての委託業務が完了し、発注者が実施する全ての検査に合格した後、受託者からの請求により一括して支払う。

収入（収益）が生じた場合は、返還又は委託費の減額の対象とする。ただし、発注者が認めた場合には事業費に充当することができる。

9 業務の適正な実施に関する事項

（1）関係法令の遵守

受託者は、事業の実施に際して関係する法令を順守すること。

（2）業務の一括再委託の禁止

受託者は、本委託業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。また、本委託業務の一部については第三者に委託する事ができるが、この場合は再委託までとし、受託者は再委託先及び委託の範囲について、書面により発注者の承認を得なければならない。なお、その場合において、受託者は再委託した業務に関する管理を責任をもって行うこと。

（3）個人情報保護

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条の規定に基づき、別記1「個人情報取扱特記事項」とおり、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

住民基本台帳からの個人情報抽出業務については、事前に実施スケジュールを発注者に提出すること。

本業務で得た個人情報は、すべて発注者へ直接返納し、データ化した個人情報については、復元不可能な状態にし、完全に消去すること。

（4）守秘義務

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者の雇用人が、異動、退職等により本委託業務を離れる場合についても、受託者はその者に対し取得情報を秘匿させなければならない。

（5）セキュリティ対策

受託者は、各種データ管理を行うにあたり、「岐阜県情報セキュリティ基本方針」、「岐阜県情報セキュリティ対策基準」及び別記「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。

(6) 管理業務

受託者は、本委託業務の実施上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、自己の責任において処理しなければならない。ただし、その損害が発注者の責めに帰する理由による場合においてはこの限りではない。

10 著作権等に関すること

別記2「著作権等取扱特記事項」によること

11 瑕疵担保責任

本委託業務において、受託者が作成し、かつ、発注者が承認した文書との不一致や不具合が検査完了後1年以内に発見された場合は、発注者と協議の上、受託者は無償で是正措置を行うこと。

12 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との委託契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合は、発注者は契約の取消しができる。そのために、発注者に損害が生じた場合は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、業務の引継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、発注者及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合は、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、契約の解除等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供すること。

13 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

14 その他

- ①本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- ②発注者は、事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告を求め、又は事務所等に立ち入り、関係帳簿書類その他の物件を検査もしくは関係者に質問を行う場合がある。

別記 個人情報取扱特記事項

別記 著作権等取扱特記事項

別記 情報セキュリティに関する特記事項

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

- 第3 乙は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、甲に届け出なければならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。
- 2 乙は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。
- 3 乙は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。
- 4 乙は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

(教育の実施)

第4 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において事務従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、事務従事者全員（派遣労働者を含む。）に対して実施しなければならない。

(収集の制限)

- 第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

- 第7 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 乙は、甲からこの契約による事務を処理するために利用する保有個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。
- 3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を作業場所から持ち出ししてはならない。
- 5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 乙は、事務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて事務に従事させなければならない。

- 7 乙は、この契約による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 乙は、この契約による事務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。
- 9 乙は、この契約による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 乙は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
 - (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

（返還、廃棄又は消去）

- 第8 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
 - 3 乙は、パソコン等に記録されたこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
 - 4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
 - 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（秘密の保持）

- 第9 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（複写又は複製の禁止）

- 第10 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された保有個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

- 第11 乙は、この契約による事務については、再委託（第三者にその取扱いを委託することをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。
- 2 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。
 - (1) 再委託を行う業務の内容
 - (2) 再委託で取り扱う個人情報
 - (3) 再委託の期間
 - (4) 再委託が必要な理由
 - (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
 - (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
 - (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
 - (8) 再委託の相手方の監督方法

- 3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、この契約による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。
- 6 再委託した事務をさらに委託すること(以下「再々委託」という。)は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。
- 7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。
 - (1) 再々委託を行う業務の内容
 - (2) 再々委託で取り扱う個人情報
 - (3) 再々委託の期間
 - (4) 再々委託が必要な理由
 - (5) 再々委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
 - (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
 - (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
 - (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法
- 8 乙は、甲の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第12 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第9に準ずるものとする。
- 2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(立入調査)

- 第13 甲は、乙がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙に報告を求めると及び乙の作業場所を立入調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時における対応)

- 第14 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
 - 3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

- 第15 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第16 乙は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

注1 「甲」は発注者を、「乙」は受託者を指す。

著作権等取扱特記事項

(著作者人格権等の帰属)

- 第1 印刷製本物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者に帰属する。
- 2 印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、発注者又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合には、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第2 印刷製本物が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
- 2 印刷製本物の作成のために受託者が提供した印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に発注者に譲渡する。
- 一 原稿（エクセルデータを含む）
 - 二 イラスト（グラフを含む）
 - 三 写真
- 3 前二項に関し、次のいずれかの者に印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を受託者に譲渡させるものとする。
- 一 受託者の従業員
 - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 受託者は、発注者に対し、印刷製本物及び当該印刷製本物に係る原稿、原画、写真その他の素材（以下「印刷製本物等」という。）が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。

2 発注者は、印刷製本物等が著作物に該当する場合において、当該印刷製本物等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(保証)

第4 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(印刷製本物等の電子データが入った納入物の提供)

第5 受託者は、発注者に対し、印刷製本物等の電子データが入った納入物（CD-R等）を当該印刷製本物の引渡し時に引き渡すものとする。

2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。

3 第1項の印刷製本物等の電子データが入った納入物の所有権は、当該印刷製本物の引渡し時に発注者に移転する。

情報セキュリティに関する特記事項

岐阜県清流の国推進部外国人活躍・共生社会推進課

(基本的事項)

第1条 本特記事項は、本契約による業務(以下「本業務」という。)の実施に当たって受託者が守るべき事項について、岐阜県情報セキュリティ基本方針、岐阜県情報セキュリティ対策基準に基づき情報セキュリティに関する特記事項(以下「セキュリティ特記事項」という。)として定めるものである。

(用語の定義)

第2条 情報資産とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備並びに電磁的記録媒体(USBメモリ等を含む。)
- (2) ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報(これを印刷した文書を含む。)
- (3) ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(責任体制の明確化)

第3条 受託者は、発注者に対して、本業務に係る情報セキュリティに責任を有する者(以下「セキュリティ責任者」という。)を書面で明らかにしなければならない。

2 受託者は、セキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で発注者に連絡しなければならない。

(業務従事者の特定)

第4条 受託者は、発注者の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、本業務の従事者(派遣社員、アルバイト、非常勤職員、臨時職員等を含む。以下同じ。)を書面で明らかにしなければならない。

2 本業務の従事者に変更がある場合は、受託者は速やかに連絡し、発注者からの要求があれば書面で発注者に報告しなければならない。

3 本業務の履行のため、本業務の従事者が発注者の管理する区域に立ち入る場合は、身分証明書を常時携帯させ、及び個人名と事業者名の記載された名札を着用させなければならない。また、入退室管理が行われているところに立ち入る場合は、発注者の指示に従わなければならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、本業務の従事者に対して、情報セキュリティに関する教育(セキュリティ特記事項の遵守を含む。)など本業務の履行に必要な教育を実施するとともに、関係法令及び関係規程を遵守させるため、必要な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本業務の履行に際し知り得た情報及び発注者が秘密と指定した情報(以下「取得情報」という。)を厳重に管理し、従事者の他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(情報資産の利用場所)

第7条 受託者は、発注者の事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した情報資産(所有権又は使用権が発注者に帰属するものに限る。以下「管理対象情報」という。)を、発注者が指示した場所以外で利用してはならない。

(情報資産の適切な管理)

第8条 受託者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、取得情報及び管理対象情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 第4条第1項の規定により明らかにした本業務の従事者以外の者に本業務を処理させないこと。さらに、従事者以外が情報資産にアクセスできないようにするためのパスワードによるアクセス制限等必要な処置を行い、その措置の妥当性について発注者に報告すること。
- (2) 本業務を処理することができる機器等は、受託者の管理に属するものに限定するものとし、受託者の役員、従業員その他の者が私的に使用する機器等受託者の管理に属さないものを利用して本業務を処理させないこと。
- (3) 発注者の指示又は事前の承認を受けた場合を除き、本業務を処理するために管理対象情報を、第7条の規定により発注者が指示した場所以外に持ち出さないこと。なお、発注者の指示又は承認を受けて持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化など安全確保のために必要な措置を講ずること。
- (4) 発注者の指示又は事前の承認がある場合を除き、本業務を処理するために発注者から引き渡された情報資産を複製し、又は複製してはならないこと。
- (5) 管理対象情報を、業務終了後直ちに発注者に引き渡すこと。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うこと。
- (6) 管理対象情報を、発注者の指示又は事前の承認を得て廃棄するときは、当該情報資産が判読できないよう必要な措置を講ずること。また、廃棄後は適切な措置が講じられたことを証明するために廃棄手順も含めた文書を発注者へ提出すること。

(情報資産の利用及び提供の制限)

第9条 受託者は、発注者の指示又は事前の承認がある場合を除き、取得情報及び管理対象情報を、契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(再委託)

第10条 受託者は、本業務を一括して第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合は、発注者への報告を必要とし、再委託ができるのは、原則として再々委託までとする。

2 受託者は、発注者に再委託の報告をする場合は、再委託する理由及び内容、再委託先事業者の名称及び所在地、再委託先事業者において取り扱う情報、再委託先事業者における安全確保措置の実施方法、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者及び再委託事業者に対する管理監督の方法等を書面により明らかにしなければならない。

3 受託者は、発注者の承認を得て本業務の一部を再委託するときは、再委託先事業者に対して、セキュリティ特記事項(第3条並びに第4条第1項及び第2項を除く。)の遵守を義務づけるとともに、これに対する管理及び監督を徹底しなければならない。また受託者は、発注者の要求があったときは、要求を受けた日から1週間以内に、再委託先(再々委託している場合は再々委託先も含む。)における本業務の従事者を書面で明らかにしなければならない。

4 受託者は、再委託先事業者におけるセキュリティ責任者に変更がある場合は、速やかに書面で発注者に連絡しなければならない。

(調査)

第11条 発注者は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況を調査する必要があると認めるときは、受託者の建物も含め実地に調査し、又は受託者に対して説明若しくは報告をさせることができる。

(指示)

第12条 発注者は、受託者が本業務を履行するために確保している情報セキュリティ対策の状況について、不相当と認めるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。

(事故等報告)

第13条 受託者は、本業務に関する情報漏えい、改ざん、紛失、破壊等の情報セキュリティ事件又は事故(以下「事故等」という。)が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、その事故等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちに発注者に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事故等に係る報告書及び以後の対処方針を記した文書を提出し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受託者は、本業務について事故等が発生した場合は、発注者が県民に対し適切に説明するため、受託者の名称を含む当該事故等の概要の公表を必要に応じて行うことを受忍しなければならない。

(実施責任)

第14条 受託者は、情報セキュリティを確保するために必要な管理体制を整備しなければならない。

2 受託者は、情報セキュリティに関する考え方や方針に関する宣言の策定・公表により、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすよう努めなければならない。

(納品物のセキュリティ)

第15条 受託者は納品物にセキュリティ上の問題が発見された場合は、遅滞なく発注者に連絡し、発注者からの指示によりユーザ及び関係者に情報を通知するとともに、問題を解決するための適切な処置を行わなければならない。

(体制報告書)

第16条 受託者は、本業務を実施するにあたり、自らが行うセキュリティ対策について明らかにした体制報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(実施報告書)

第17条 受託者は、本業務の完了を報告するにあたり、自らが行ったセキュリティ対策について明らかにした実施報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地
名称
代表者職氏名

情報セキュリティ体制報告書

情報セキュリティに関する特記事項第 16 条に基づき、次のとおり、情報セキュリティ体制を確保していることを確認しましたので報告します。

情報セキュリティ責任者名		
対策項目		確認欄
1. メール誤送信防止システムの導入の有無について		
メール送信時に宛先を秘匿する（Bcc 強制変換機能）等といったメール誤送信を防止するためのシステムを導入している。 【導入しているシステムの概要を記載（又は概要資料を添付）】		<input type="checkbox"/>
メール誤送信を防止するためのシステムを導入していない場合は、複数人に電子メールを送信する場合は、必要がある場合を除き、メールアドレスを BCC 欄に設定し、複数人で確認のうえ送信している。		<input type="checkbox"/>
2. 情報セキュリティマネジメントシステムについて		
ISMS (Information Security Management System) 適合性評価制度による認証を取得している。 【ISMS 認証を取得していることが分かる資料を添付】		<input type="checkbox"/>
※ISMS 認証を取得している場合は以下 3 及び 4 の確認は不要		
3. システム的対策		
(1) リスク低減のための措置		
① パスワードが単純でないかの確認、アクセス権限の確認・多要素認証の利用・不要なアカウントの削除等により、本人認証を強化している。		<input type="checkbox"/>
② IoT 機器を含む情報資産の保有状況を把握している。		<input type="checkbox"/>
③ セキュリティパッチ（最新のファームウェアや更新プログラム等）を迅速に適用している。		<input type="checkbox"/>
(2) インシデントの早期検知のための取り組み ※委託業務内容にシステム構築等の業務が含まれない場合は回答しなくともよい		
① サーバ等における各種ログを確認している。		<input type="checkbox"/>
② 通信の監視・分析やアクセスコントロールを点検している。		<input type="checkbox"/>
(3) インシデント発生時の適切な対処・回復		
データ消失等に備えて、データのバックアップの実施及び復旧手順を確認している。 【バックアップ内容や復旧手順等について概要を記載（又は概要資料を添付）】		<input type="checkbox"/>
4. 人的対策		
(1) 組織における対策		
① セキュリティ事故発生時に備えて、対外応答や社内連絡体制等を準備し、事故を認知した際の対処手順を確認している。 【事故発生時の報告体制及び対処手順等の概要を記載（又は概要資料を添付）】		<input type="checkbox"/>

	②定期的に情報セキュリティに関する研修を行っている。 【研修計画について概要を記載（又は概要資料を添付）】	□
	③不審なメールを受信した際には、情報セキュリティ担当者等に迅速に連絡・相談する体制としている。 【連絡・相談体制について概要を記載（又は概要資料を添付）】	□
(2) 各個人における対策		
	文書・メールの送受信時に注意すべき事項について、パソコン・作業場所の近くに貼付する又は定期的に周知する等により注意喚起している。 【実際の注意喚起内容の概要を記載（又は通知、掲示資料等を添付）】	□

※未実施の項目がある場合は、その代替手段及び今後の対応方針について報告すること

※本報告書は委託事業者の情報セキュリティ対策状況を確認するものであり、本報告書の対策項目について未実施のものがあることだけを以て契約違反となるものではない。

年 月 日

岐阜県知事 様

所在地

名称

代表者職氏名

情報セキュリティ対策実施報告書

情報セキュリティに関する特記事項第 17 条に基づき、情報セキュリティ体制報告書における情報セキュリティ対策について、遺漏なく実施しましたので報告します。

情報セキュリティに関する研修実施内容の概要を記載（又は概要資料を添付）

市町村別住民情報提供方法（R6.2月時点）

No	市町村情報		(参考) 外国人 県民数	名簿入手方法（予定）								
	名称	圏域		県が名簿入手			市町村が対応		受託者が名簿入手			
				電子データを入力し 受託者に提供	紙媒体での一覧を入力し 受託者に提供	受託者が県に依頼はがきを提供 し、県が宛名印字	受託者が市町村に依頼はがきを 提供し、市町村が宛名印字	電子データの入手が可能	紙媒体の入手が可能	閲覧（手数料免除）	閲覧（手数料が必要）	
1	岐阜市	岐阜	10,590			○						
2	大垣市	西濃	6,208						○			
3	高山市	飛騨	965							○		
4	多治見市	東濃	2,540									○
5	関市	中濃	2,548					○				
6	中津川市	東濃	2,108								○	
7	美濃市	中濃	575									○
8	瑞浪市	東濃	1,230									○
9	羽島市	岐阜	1,460							○		
10	恵那市	東濃	1,040					○				
11	美濃加茂市	中濃	5,974					○				
12	土岐市	東濃	2,112				○					
13	各務原市	岐阜	3,788									○
14	可児市	中濃	9,014						○			
15	山県市	岐阜	743							○		
16	瑞穂市	岐阜	2,628								○	
17	飛騨市	飛騨	213								○	
18	本巣市	岐阜	728					○				
19	郡上市	中濃	622									○
20	下呂市	飛騨	728								○	
21	海津市	西濃	1,080								○	
22	岐南町	岐阜	711								○	
23	笠松町	岐阜	428	○								
24	養老町	西濃	667	○								
25	垂井町	西濃	966								○	
26	関ヶ原町	西濃	162					○				
27	神戸町	西濃	465					○				
28	輪之内町	西濃	452					○				
29	安八町	西濃	520					○				
30	揖斐川町	西濃	302								○	
31	大野町	西濃	443								○	
32	池田町	西濃	651									○
33	北方町	岐阜	624						○			
34	坂祝町	中濃	649									○
35	富加町	中濃	174									○
36	川辺町	中濃	260								○	
37	七宗町	中濃	38						○			
38	八百津町	中濃	182									○
39	白川町	中濃	168						○			
40	東白川村	中濃	18									○
41	御嵩町	中濃	674					○				
42	白川村	飛騨	27					○				
	計		65,475	2	0	1	1	12	4	12		10

※なお、市町村において直近3年以内に実施された類似調査結果があれば、活用することができる。（例：岐阜市外国人市民へのアンケート調査）

令和6年度 岐阜県日本語教育実態調査
主な調査項目【案】

1 外国人県民向け

基本情報	属性確認	年代・国籍・在留資格	
		居住地域、同居者	
		地域居住年数・居住予定年数	
	社会属性	仕事・学校	
		コミュニティ属性（地域・外国人）	
①日本語教育実態把握	日本語学習	来日前・後の日本語学習時間	
		現在の日本語学習内容・目的・方法	
		地域日本語教室で学びたいテーマ（生活に関するもの）	
		希望する日本語学習機会	
日本語能力	聞く・話す・読む・書く能力		
意思疎通の課題	意思疎通で困るとき（外国人）		
②外国人県民の課題・ニーズ把握	情報源・相談先	情報入手先 相談先	
	生活実態・ニーズ（困り事）	仕事	就労・仕事探し
			コミュニケーション
			待遇・人間関係
			就労先でのキャリア支援
			キャリアアップのための学習
			就労先以外でのキャリア学習
		生活全般	移動（公共交通機関・車）
			お金（税金） 行政手続き
		生活ルール・習慣	地域のルール（ゴミ出し等）
		安心・安全	免許取得時の意思疎通
	地域交流・地域活動	地域コミュニティ	
		外国人コミュニティ	
		日本人と外国人の交流	
	相談体制・情報提供	行政からの情報入手	
		行政窓口等での意思疎通	
	子育て・子どもの教育	教育制度	
コミュニケーション			
義務教育年齢を超えた子の学習 子どもの就労・キャリア			
医療・健康・福祉	病院・体調		
	病院での意思疎通 高齢化による生活の変化		
災害・防災	防災・情報 災害や防犯にかかる情報入手		
その他	岐阜県での生活における満足度 多文化共生の実現に向け必要な県の施策		

2 受入れ側（日本語教育関係者等）向け

基本情報	外国人数（国籍・在留資格。年代別）	
①日本語教育実態把握	やさしい日本語の取組	やさしい日本語活用状況
		やさしい日本語の課題
	意思疎通の課題	意思疎通で困るとき（日本人）
		日本の生活や文化を伝えていくうえでの課題や工夫
	日本語教育の取組	指針・計画等の有無 【行政のみ】
		調査実施状況 【行政のみ】
	地域日本語教室	開催有無
		概要（主催者、関係性、事業形態、目的）
		関与者（活動での役割、年数、きっかけ）
		体制（学習者数、支援者数）
		事業評価項目
		課題・今後の予定
	日本語教育の役割	地域日本語教室の役割 【行政のみ】
市町村の役割 【行政のみ】		
県支援の希望		
他団体との連携		
その他	労働者家族の日本語教育	

※ 着色 : 今回調査での新規追記